



120年ぶりの大きな改正

民法改正のポイントと実務

契約実務への影響と対策

2020年4月1日から120年ぶりに民法が変わりました。債権法に関連する部分を中心に120年ぶりの大改正が行われ、2020年4月1日より施行されています。「敷金は原則返ってくるのか?」、「購入した商品に欠陥が見つかったら?」、「連帯保証は契約内容によっては無効になるものがある?」等改正された債権法に関連する部分を中心に、取引実務上注意すべき部分にポイントを絞って解説します。是非、ご参加ください。

**受講
無料**

ZOOMを使ったオンラインセミナー!事務所やご自宅で聴講いただけます。

※スマートフォンやタブレットからご覧いただく方はWi-Fi環境での視聴を推奨いたします。

講座内容

- ・民法改正の概要
- ・保証人制度
- ・法定利率の変更
- ・時効制度
- ・債権者代位権
- ・売買契約に関する重要改正
- ・貸金契約に関する重要改正
- ・賃貸借契約に関する重要改正
- ・請負契約に関する重要改正

講師紹介

こん どう ひで あき
近藤 英明 氏

法務コンサルタント（行政書士有資格者）
社会保険労務士

<講師プロフィール>

中央大学法学部卒業後大手外資系コンピュータ会社に入社。その後、外資系総合コンサルティング会社等の法務総務部長等を歴任。IT関連企業での人事労務を含むコンプライアンス体制構築、契約法務等が得意分野。立教大学大学院で、経営管理学修士(MBA)取得。現在は、社会保険労務士、法務コンサルタントとして主に中小企業の人事・労務、法務面でのコンサルティングを行っている。保有資格は、他に行政書士、宅建士等多数。



日 時 2020年 **12月4日(金)** 14:00 ~ 16:00

受講料 **無料**(会員・非会員問わず)

申込期限 2020年12月2日(水)

主 催 千葉商工会議所

★お申し込み方法 (WEBまたはFAXからお申し込みください。)

WEB: 右記掲載のQRコードまたは下記URLからアクセスし必要事項をご入力いただき送付してください。
<https://www.chiba-cci.or.jp/minpoukaisei-zeimu-moushikomi/>

FAX: 下記申込欄に必要事項をご記入いただき、FAXしてください。

※お申し込みいただいた方に、開催日前日までに招待メールをお送りいたします。

※インターネット環境がない場合は、ご相談ください。



お問い合わせ先: 千葉商工会議所 地域振興課 TEL 043-227-4103

「民法改正のポイントと実務セミナー」参加申込書 **FAX: 043-227-4107**

千葉商工会議所 地域振興課 行

申込日 (2020年 月 日)

事業所名	TEL () -		
所在地	〒 -		
メールアドレス (必須)			
受講者名①	受講者名②		

※ご記入いただいた内容は、当事業運営のために利用する他、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。
 ※通信状態については予めご確認ください。パソコンから参加される方は、有線環境での受講をお奨めします。
 インターネット環境等に関する相談、問合せ等については、お答えいたしかねますので、あらかじめご承知おきをお願いします。